

## 指定居宅介護支援事業所旦島調剤薬局運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社メディーフェア（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所旦島調剤薬局（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。  
2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。  
3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。  
4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所旦島調剤薬局
- (2) 所在地 岐阜市旦島1丁目6番13号 サンテラス NAWA VI 101号

### (職員の業種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び勤務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 2名（内、管理者1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。なお、法定代理受領サービスについては無料とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事務所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅介護サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 介護支援専門員が指定した場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道10キロメートル未満 100円
- (2) 事業所から、片道10キロメートル以上 200円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市（高富）、瑞穂市、本巣市（但し、根尾地区を除く）及び北方町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所における苦情・ハラスメント対応については、次のとおりとする。

- 1 利用者又は家族からの苦情・ハラスメントに対しての受付窓口担当者を置き、対応する。
- 2 介護支援専門員が、直接苦情・ハラスメントを受けた場合には、管理者へ報告し、管理者は苦情・ハラスメント内容検討会議を開催、速やかに対策を講じる。
- 3 対応の経過及び結果については、管理者若しくは介護支援専門員により関係者へ説明、報告を行う。尚、対応に関する経過を記録として保管する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (感染症の予防及びまん延の防止)

第11条 事業所における感染症の予防及びまん延の防止については、次のとおりとする。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を内部に設置する。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上開催し、研修に関しては、職員の新規採用時に都度行う。また、これらの内容については記録に残す。

#### (業務継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

#### (その他運営についての留意事項)

第13条 1 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

附 則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 この規定は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 この規定は、令和4年7月19日から施行する。

附 則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、令和7年1月1日から施行する。